

滋賀県立精神医療センター医療観察法地域連絡会議 議事概要

1. 日 時 平成 28 年 2 月 8 日（月） 15 時～15 時 55 分
2. 場 所 医療観察法病棟カンファレンス室
3. 出席者 地域自治会代表者委員 8 名、関係自治体等委員 7 名、院内委員 6 名、事務局 2 名

4. 概 要

(1) 病院長挨拶

(2) 議題

①医療観察法病棟の運営状況について

病棟管理医および事務局から資料に基づき説明

<主な質疑>

委員：入院決定したうちで、まだ入院していない人は全国でどれくらいいるのか。

センター→入院決定が出れば即日入院となるため、入院待ちの人はいません。入院決定が出た総人数と現在の入院患者数の差は、すでに退院した人数です。

委員：無断退去に対する警察との合同訓練の内容は具体的にどのようなものか。

センター→警察官にも来ていただき、患者役のスタッフがグラウンドへの散歩中に走って逃げた想定で行いました。外出には必ず複数のスタッフが同行しますが、今回は追いつけなかったということで、病棟や警察に連絡するなどの流れを確認しました。外出の際、患者は必ずGPS機能付きの携帯電話を所持し、病棟のパソコンから携帯電話の位置を特定できます。実際に起こった場合は、そこで把握した位置情報を随時警察に伝えます。訓練後の警察官からの講評では、実際に起こった場合は情報が錯綜するので、しっかり確認・整理を行うこと等のアドバイスがありました。

委員：実際の搜索訓練は行ったのか。

センター→付添スタッフの他、搜索班を2班編成して行いました。

委員：医療観察法病棟の整備について、今後の見込みはどうか。

委員→近畿地方では滋賀が3番目で、他に大阪と奈良にあります。その後は整備されていません。全国では800床を目標に整備を行い、その目標はすでに達成しました。その先の目標としては、北海道、四国といった空白地に整備していくことになります。京都府や兵庫県で整備してほしいという要望もありますが、現在のところ具体化していません。

委員：退院者についてであるが、例えばなぜ大阪に退院した人が滋賀に通院しているのかを教えてください。

センター→今までの退院者はすべて出身の府県に帰っており、その府県の指定通院医療機関に通院しています。帰住地が滋賀県でも、必ずしも当センターに通院しているということではありません。

②緊急時の連絡について（事務局から説明）

万が一無断退去等が発生した際は、緊急時連絡表により連絡を行います。行政機関や企業等には時間を問わず速やかに連絡しますが、深夜でも近隣で発生した場合、連合会長の皆様からお聞きしている携帯電話にすぐに連絡させていただくか、朝になってからさせていただくかについてご意見をいただきたいと思います。なお、各自治会には行政を通じて連絡が行きますので、当方からの連絡を受け、連合会長に何かしていただかなければならないということではありません。

<主な質疑>

委員：各個人で連絡の可否を決めればよいのか。

センター→地域連絡会議全体として決めていただきたいと思います。

委員：深夜でも情報共有のため連絡がほしい。

センター→それでは時間を問わず連絡させていただきます。電話に出られなかった場合、077-567-5001もしくは5008からの着信履歴が残りますので、折り返しご連絡をお願いします。